(ｲ)　平成11年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した、下記ⅰ）及びⅱ）の要件を満たす施工経験を有すること（共同企業体の構成員としての経験は出資比率が20%以上のものに限る。ただし、乙型共同企業体の経験については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の経験であること。）。なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、工事成績評定点が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

代表者の技術者が下記ⅰ）及びⅱ）の要件を満たしていること。若しくは、代表者の技術者が下記ⅰ）の要件を満たしている他に、代表者を含む構成員の何れか別の技術者が下記ⅱ）の要件を満たしていること。各構成員の技術者が下記ⅰ）又はⅱ）何れかの要件を満たしていること（代表者以外の構成員の技術者がトンネル工事の経験をもって構成員となる場合は下記ⅰ）(a)及び(c)の要件を満たしていればよい。）。

ⅰ）ＮＡＴＭ工法によるトンネル工事で、次の(a)から(c)の要件を満たす施工経験。

(a)　内空断面積（覆工後の内空面積）が65㎡以上の施工経験を有すること。

(b)　掘削及び覆工の両方の施工延長が800m以上の施工経験を有すること。

(c)　(a)及び(b)の施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)から(c)は同一トンネルでの施工経験であること。

ⅱ）橋梁下部工工事で、次の(a)及び(b)の要件を満たす施工経験を有すること。

(a)　鉄筋コンクリート構造の橋台または橋脚（補修を除く）の施工経験を有すること。ただし、歩道橋及びフーチングのみの場合は除く。

(b)　当該施工経験が適切なものであること。

ただし、(a)及び(b)は同一橋梁での施工経験であること。

適切なものとは、過失による粗雑工事に起因した指名停止、契約違反に起因した指名停止を受けていないなど、不正又は不誠実な行為がなされたものでないこと。

④　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(3)　出資比率要件　すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。

(4)　代表者要件　特定建設工事共同企業体の代表者は、構成員の中で最大の施工能力を有する者であって、その出資比率が構成員中最大であるものとする。

(5)　特定建設工事共同企業体の協定　特定建設工事共同企業体の協定書は、「建設工事共同企業体の事務取扱いについて」（昭和53年11月１日付け建設省計振発第69号）の別添「建設工事共同企業体の事務取扱いについて（回答）」（昭和53年11月１日付け建設省茨計振第771号）の別紙に示された「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」によるものとする。

「特定建設工事共同企業体協定書（甲）」の様式は上記６(1)へアクセスして入手するものとする。

８　一般競争参加資格の認定を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体の取扱い

上記７(1)①の認定（同７(1)①の再認定を含む。以下同じ。）を受けていない者を構成員に含む特定建設工事共同企業体も同５及び同６により申請をすることができる。この場合において、特定建設工事共同企業体としての資格が認定されるためには、同７(1)①の認定を受けていない構成員が同７(1)①の認定を受けることが必要である。また、この場合において、本工事に係る開札の時までに特定建設工事共同企業体としての資格の審査が終了せず、競争に参加できないことがある。

９　資格審査結果の通知

「競争参加資格認定通知書」により通知する。

10　資格の有効期間

特定建設工事共同企業体としての資格の認定の日から本工事の完成する日までとする。ただし、本工事に係る契約の相手方以外の者にあっては、本工事に係る契約が締結される日までとする。

11　その他

(1)　特定建設工事共同企業体の名称は、「国道45号唐桑地区トンネル工事○○・○○特定建設工事共同企業体」とする。

(2)　本工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、特定建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、本工事の「入札公告（建設工事）」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。

競争参加者の資格に関する公示

佐賀大学（鍋島１）医病外来診療棟等改修その他工事に係る特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）としての競争参加者の資格を得ようとする者の申請方法について、次のとおり公示します。

平成 26 年 10 月 21 日

国立大学法人佐賀大学　学長　佛淵　孝夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　41

○第１号

１　工事名　佐賀大学（鍋島１）医病外来診療棟等改修その他工事

２　工事場所　佐賀県佐賀市鍋島５丁目１番１号　佐賀大学鍋島１団地構内

３　工事概要　本工事は、佐賀大学医学部附属病院の外来診療棟等（鉄筋コンクリート造、地上３階建、改修面積10,920㎡）、病棟（鉄筋コンクリート造、地上７階建、改修面積12,980㎡）の改修工事及び外来診療棟等（鉄骨造、地上４階建、建築面積590㎡、延べ面積1,540㎡）増築の新営工事を施工するものである。

４　工期　平成30年３月30日まで

５　特定ＪＶ競争参加資格審査申請書の受付期間及び受付場所

(1)　受付期間　平成26年10月21日から平成26年11月11日までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、午前９時から午後５時まで（ただし、最終日の11月11日は午後１時まで。）。

(2)　受付場所　〒840―8502 佐賀県佐賀市本庄町１番地　国立大学法人佐賀大学環境施設部企画管理課総務主担当　電話0952―28―8968

６　特定ＪＶの構成員の数及び資格要件等

次に掲げる条件を全て満たしている者により構成される特定ＪＶであること。

(1)　国立大学法人佐賀大学契約事務取扱規程第３条及び第４条の規定に該当しない者であること。

(2)　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。

(3)　文部科学省において建築一式工事の一般競争参加者の資格（会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けた後に審査を受けた一般競争参加者の資格をいう。）を有し、「一般競争参加者の資格」（平成13年１月６日文部科学大臣決定）第１章第４条で定めるところにより算定した点数（一般競争（指名競争）参加資格認定通知書の記２の点数）が、共同企業体での参加の場合の構成員の代表者は1,190点（共同企業体の場合の構成員のうち代表者以外の構成員にあっては900点）以上であること。

(4)　平成11年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した次の基準を満たす新営工事又は全面的（床、壁、天井）な改修工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

①　単体又は共同企業体の代表者

(ｲ)　建物用途　病院

(ﾛ)　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上５階建て以上かつ延べ面積20,000㎡以上

②　共同企業体の代表者以外の構成員

(ｲ)　建物用途　病院、校舎・研究施設又は庁舎・事務所

(ﾛ)　建物規模　鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造で、地上２階建て以上かつ延べ面積10,000㎡以上

ただし、経常建設共同企業体にあっては、構成員のうち１社が、上記①の施工実績を有し、その他の構成員は、上記②の施工実績を有すること。また、事業協同組合にあっては、事業協同組合としての上記①の施工実績を有すること。

(5)　建設業法（昭和24年法律第100号）上の建築工事業につき、許可を有しての営業年数が５年以上であること。ただし、相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な施工が確保できると認められる場合においては、許可を有しての営業年数が５年未満であっても同等として取り扱うことができるものとする。

(6)　構成員の数は、２社又は３社とすること。

(7)　結成方法は、自主結成とすること。